

# 山梨県公報

第二千五百三十三号

平成二十七年

八月十日

月 曜 日

## 目次

### 公 告

○農用地利用配分計画の認可の申請……………五五七

○建設業法に基づく監督処分……………五五八

### そ の 他

○一般競争入札について……………五五九

## 公 告

### ● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年八月十日

山梨県知事 後 藤 斎

### 一 農用地利用配分計画

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名 称	所 在
勝俣 道明	富士吉田市上暮地六丁目 五千二百十八番外四筆
居住し、又は所 在する市区町村	面積(平方メートル)
富士吉田市	一、六六八
宮下 正名	富士吉田市大明見二丁目
富士吉田市	二、〇二六

手塚 修弘	南アルプス市	南アルプス市曲輪田字狐森千百三十二番十五外一	一、〇七六
功刀 悠	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪字古岡千四百五十三番外二筆	一、七〇五
長谷部 野	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪字古岡千四百八十三番一外四筆	二、〇七九
丸山 広樹	南アルプス市	南アルプス市西南湖字上河原百七十五番一	七九四
大塩 力也	南アルプス市	南アルプス市西南湖字上河原百八十七番	四九六
小笠原 聡	南アルプス市	南アルプス市西南湖字上河原百七十六番一	七九八
新津 雄大	南アルプス市	南アルプス市西南湖字上河原百七十六番一	八六七
株式会社ローム山梨	山梨市	山梨市牧丘町城古寺字城山七百八十五番	八二一
鶴田 辰雄	山梨市	山梨市歌田字西条千三十二番一外一筆	一、九〇五
窪田 幸仁	山梨市	山梨市下栗原字北川原五百八番一	六四五
雨宮 亮	山梨市	山梨市中村字長面六百四十一番一外三筆	三、三六〇・三一
			千五百八十八番外一筆

新垣	ファ	南アルプス市	中央市極楽寺字西河原九百二十四番外八筆	八、二二二
高橋	浩之	北杜市	北杜市武川町山高字上川原三百八十六番四外二筆	二、九五七
宇佐美	達	北杜市	北杜市白州町花水字花水二千三百二十番外二筆	二、二六七
高森	隆司	北杜市	北杜市高根町下黒沢字泥里三千八百三十三番二外四筆	三、七一〇
浅川	辰一	北杜市	北杜市大泉町西井出字蟹林八百十八番外一筆	二、九一七
村松	賢	笛吹市	南アルプス市曲輪田字狐森千六百六十四番外一筆	一、九六一
雨宮	由規	甲州市	山梨市上之割字天神前三百六十三番一	一、九二三
廣瀬	晃	甲州市	甲州市塩山上萩原字狐原二千九百八十八番外四筆	二、九一〇
岡	良一	甲州市	甲州市塩山小屋敷字上原二千五百五十一番二	八八一

二 縦覧の場所等  
 (詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部農村振興課

2 期間

この公告の日から平成二十七年八月二十四日までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日

3 時間  
 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで  
 三 意見書の提出先等  
 1 提出先  
 二の1に掲げる場所

2 記載事項  
 (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 (二) 利害関係の内容  
 (三) 意見

3 提出期限  
 平成二十七年八月二十四日

● 建設業法に基づく監督処分  
 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成二十七年八月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十七年八月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社共和組

2 主たる営業所の所在地 富士吉田市中曾根二丁目一番三十二号

3 代表者の氏名 宮下輝幸

三 許可番号 山梨県知事許可(特―二五)第五〇一八号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事(以下「公共工事」という。)に係るもの又は公共工事以外の建設工事であって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金

等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているもの

2 期間 平成二十七年八月十日から同月二十四日までの十五日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が山梨県から請け負った工事において、当該工事が監理技術者の配置が必要な工事であるにもかかわらず、監理技術者を配置しなかった。

## その他の

### ● 山梨県道路公社公告第四号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十七年八月十日

富士山有料道路管理事務所長

杉 沢 富 夫

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名

富士山有料道路舗装補修工事

2 工事場所

山梨県南都留郡鳴沢村富士山山地内

3 工事概要

切削オーバーレイ工 AⅡ四千三百十平方メートル

区画線設置工 一式

4 工期

平成二十七年九月十一日から同年十二月十八日まで

5 予定価格

二千六百三十七万三千六百円

二 入札参加資格申請の受付期間

平成二十七年八月十七日（月）から同月二十一日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他

詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

(URL) <http://subarune.jp/>

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番